

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成15年度三重県科学技術振興センター保健環境研究部ガスクロマトグラフ・ICP - MSシステム等保守点検業務委託

(2) 委託業務履行場所

三重県四日市市桜町3690番地の1
三重県科学技術振興センター保健環境研究部

(3) 委託業務の仕様書等

入札説明書（仕様書）によります。

(4) 委託業務期間

契約の日から平成16年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、競争参加確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者とし、(2)については入札日の前日までに登録されていなければならないものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、入札説明書（仕様書）に記載する入札参加申請書に必要な書類を添えて期限までに提出しなければなりません。

(1) 提出期限

平成15年5月19日（月）午後5時

(2) 提出場所

4の(1)に同じです。

(3) 審査

入札参加の適否を提出された書類を審査の上、決定します。

(4) 参加資格審査の結果通知

平成15年5月21日（水）に通知します。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3690番地の1
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター内
三重県科学技術振興センター総合研究企画部経営グループ 担当 岩崎、佐藤
電話 0593-29-3602

(2) 入札説明書（仕様書）の配布期間及び場所

(1)の場所で平成15年5月9日（金）から同月14日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除きます。）配布します。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年5月23日（金）午後1時30分

イ 場所 三重県四日市市桜町3690番地の1

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター 1階 研修室1

(4) 開札の日時及び場所

(3)と同じです。

(5) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札の執行回数は、2回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められた義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) ア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 県内の事業者に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」（所管県税事務所が発行したものです。）

(イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納の税額のないこと用）」（所管税務署が発行したものです。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区連合から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山1732 - 11）

退任理事

一志郡白山町大字南家城959

松 森 久 志

| | |
|--------------------|-------|
| 一志郡一志町大字井生2345 | 齊藤征利 |
| " " 大字石橋272 | 辻村唯司 |
| " " 大字高野1322 - 3 | 西田了 |
| 久居市新家町1491 | 前野和美 |
| 一志郡三雲町大字星合568 | 野田日出男 |
| " " 大字笠松234 - 1 | 山田旭 |
| 退任監事 | |
| 一志郡白山町大字川口1249 | 宮田昇 |
| 津市雲出長常町1082 - 5 | 宮崎次郎 |
| 一志郡三雲町大字肥留466 | 石井清美 |
| 就任理事 | |
| 一志郡白山町大字南家城959 | 松森久志 |
| " 一志町大字井生1841 | 前山寛 |
| " " 大字石橋272 | 辻村唯司 |
| " " 大字八太895 | 瀧川清 |
| 津市大字藤方1094 - 1 | 木下榮雄 |
| 一志郡三雲町大字肥留466 | 石井清美 |
| " " 大字笠松234 - 1 | 山田旭 |
| 就任監事 | |
| 一志郡一志町大字高野1112 | 稲垣隆 |
| 久居市戸木町1821 | 小田孝義 |
| 一志郡三雲町大字星合568 | 野田日出男 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から監事の退任及び就任の届出がありました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

退任監事

| | |
|-------------|-----|
| 鈴鹿市河田町522番地 | 林正躬 |
| " 柳町817番地 | 山崎保 |
| " 高岡町907番地 | 林基博 |

就任監事

| | |
|-------------|------|
| 鈴鹿市河田町508番地 | 木村勲 |
| " 柳町632番地 | 加藤肇 |
| " 高岡町907番地 | 木村基博 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

七取土地改良区（桑名郡多度町多度1丁目1番地の1）

退任理事

| | |
|-------------------|------|
| 桑名郡多度町大字香取18 | 伊藤保 |
| " " " 160 - 2 | 伊藤勉 |
| " " 大字上之郷80 | 伊藤昭男 |
| " " " 732 | 伊藤修良 |
| " " 大字福永（西）1627 | 伊東宗男 |
| " " 大字福永（東）1240 | 毛利勝巳 |
| " " 大字平古（平賀）19 | 平野洋 |

| | |
|--------------------------|---------|
| 桑名郡多度町大字平古 (古敷) 363 | 平 野 公 伸 |
| 退任監事 | |
| 桑名郡多度町大字平古 (平賀) 17 | 平 野 肇 |
| " " 大字平古 (古敷) 373 | 伊 藤 三 好 |
| " " 大字福永 (西) 197 | 伊 藤 隆 |
| " " 大字福永 (東) 1278 | 毛 利 孝 徳 |
| 就任理事 | |
| 桑名郡多度町大字香取18 | 伊 藤 保 |
| " " " 2199 - 119 | 林 征 夫 |
| " " 大字上之郷80 | 伊 藤 昭 男 |
| " " " 732 | 伊 藤 修 良 |
| " " 大字福永 (西) 1868 - 10 | 伊 藤 輝 彦 |
| " " 大字福永 (東) 1159 | 平 野 一 男 |
| " " 大字平古 (平賀) 34 | 平 野 正 治 |
| " " 大字平古 (古敷) 363 | 平 野 公 伸 |
| 就任監事 | |
| 桑名郡多度町大字平古 (平賀) 47 | 平 野 正 純 |
| " " 大字平古 (古敷) 373 | 伊 藤 三 好 |
| " " 大字福永 (西) 1649 | 伊 藤 眞 彦 |
| " " 大字福永 (東) 1295 - 1 | 毛 利 道 郎 |

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

○野代村土地改良区 (桑名郡多度町多度1丁目1番地の1)

| | |
|---------------------|---------|
| 退任理事 | |
| 桑名郡多度町大字大鳥居11 | 片 岡 久 明 |
| " " 大字下野代446 | 松 永 幹 |
| " " " 3165 | 伊 藤 嘉 明 |
| " " 大字大鳥居130 | 片 岡 昇 |
| " " 大字南之郷 2 | 大 平 次 男 |
| " " 大字中須1462 | 近 藤 等 |
| 退任監事 | |
| 桑名郡多度町大字下野代3081 - 1 | 前 野 隆 光 |
| " " 大字南之郷678 | 服 部 哲 夫 |
| " " 大字大鳥居133 | 上 田 修 |
| " " 大字中須430 | 伊 藤 健 一 |
| 就任理事 | |
| 桑名郡多度町大字南之郷 2 | 大 平 次 男 |
| " " 大字下野代454 | 石 川 英 夫 |
| " " " 3146 | 松 永 貞 芳 |
| " " 大字大鳥居130 | 片 岡 昇 |
| " " " 133 | 上 田 修 |
| " " 大字中須430 | 伊 藤 健 一 |
| 就任監事 | |
| 桑名郡多度町大字下野代596 | 石 川 昌 生 |
| " " 大字南之郷678 | 服 部 哲 夫 |
| " " 大字大鳥居225 - 1 | 岩 崎 日出夫 |
| " " 大字中須428 - 1 | 伊 藤 誠 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木919番地10）

退任理事

南牟婁郡紀宝町鮎田1446

- 〃 御浜町大字阿田和3292 - 7
- 〃 〃 大字中立1325 - 1
- 〃 〃 大字阿田和5212 - 1
- 〃 〃 〃 1740
- 〃 〃 大字下市木2880 - 4
- 〃 〃 〃 3861 - 3
- 〃 〃 〃 2699 - 3
- 〃 〃 大字上市木3014
- 〃 〃 大字阿田和4851 - 1
- 〃 〃 大字神木511
- 〃 〃 大字志原1161 - 1
- 〃 〃 〃 1220
- 〃 〃 大字栗須129 - 8

- 西地 隆
- 松野 勳
- 皿家 照夫
- 東 光 洋
- 辻本 英樹
- 和田 稔
- 中道 和政
- 中西 久
- 向井 藤夫
- 南木 甫久
- 屋敷 孝行
- 山本 博昭
- 山本 励孝
- 芝崎 清孝

退任監事

南牟婁郡御浜町大字上野1034

- 〃 〃 大字阿田和4211
- 〃 〃 大字志原1690

- 上ノ平 弘 男
- 鈴木 修 巳
- 清水 武 芳

就任理事

南牟婁郡紀宝町大里3264

- 〃 御浜町大字阿田和4479
- 〃 〃 大字下市木2626 - 1
- 〃 〃 大字阿田和5231
- 〃 〃 〃 4289 - 2
- 〃 〃 大字下市木2880 - 4
- 〃 〃 〃 1577
- 〃 〃 〃 4324 - 3
- 〃 〃 大字阿田和5420 - 12
- 〃 〃 〃 4851 - 1
- 〃 〃 大字神木511
- 〃 〃 〃 1925 - 3
- 〃 〃 大字志原781 - 4 - 5
- 〃 〃 大字上市木1938

- 口地 恭 治
- 奥地 守 信
- 中村 重 信
- 上西 陸 夫
- 宇井 正 人
- 和田 稔
- 浦狩 雅 也
- 古城 守 彦
- 山本 章 彦
- 南木 甫 久
- 屋敷 孝 行
- 榎本 強
- 山門 喜 男
- 榎本 義 秋

就任監事

南牟婁郡御浜町大字上野1034

- 〃 〃 大字阿田和5212 - 1
- 〃 紀宝町鮎田1446

- 上ノ平 弘 男
- 東 光 洋
- 西地 隆

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山1732 - 11）の定款変更を平成15年4月24日認可しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、七取土地改良区（桑名郡多度町多度 1 丁目 1 番地の 1）の定款変更を平成15年 4 月24日認可しました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、野代村土地改良区（桑名郡多度町多度 1 丁目 1 番地の 1）の定款変更を平成15年 4 月24日認可しました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、菰野県圃土地改良区（三重郡菰野町大字大強原3247番地）の定款変更を平成15年 4 月22日認可しました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、松阪西部土地改良区（松阪市小阿坂町3320番地）の解散を平成15年 4 月25日認可しました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、裏川土地改良区（一志郡一志町波瀬4332 - 2）の解散を平成15年 4 月30日認可しました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項の規定において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

赤羽土地改良区（北牟婁郡紀伊長島町島原3384番地）

就任清算人

| | |
|----------------------|---------|
| 北牟婁郡紀伊長島町島原3974番地の 2 | 奥 川 雅 雄 |
| ” ” ” 3994番地 | 平 野 仁 也 |
| ” ” ” 3634番地 | 林 宏 城 |
| ” ” ” 3687番地 | 倉 崎 春 哉 |
| ” ” ” 3551番地 | 東 實 |
| ” ” ” 3407番地 | 井 谷 武 一 |
| ” ” ” 3543番地 | 鈴 木 光 司 |
| ” ” ” 2943番地の 1 | 平 野 倅 規 |
| ” ” ” 2758番地 | 大久保 幸 也 |
| ” ” 大原35番地 | 橋 倉 隆 弘 |
| ” ” ” 275番地 | 谷 進 |
| ” ” 十須450番地の 1 | 橋 倉 敬 |
| ” ” ” 182番地 | 田 中 正 也 |
| ” ” ” 916番地 | 上 野 忠 史 |
| ” ” ” 706番地の 9 | 上 野 一 也 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、河芸町営土地改良事業（基盤整備促進事業「一般型」上野地区）の計画変更は、適当と決定しました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年5月13日から同年6月10日まで
- 3 縦覧の場所
河芸町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 事業名 | 地区名 | 完了年月日 |
|-------------------------------|---------------------|------------|
| 県営畜産経営環境整備事業 | 鈴亀地区 東庄内北条団地換地工区 | 平成15年2月14日 |
| " | 鈴亀地区 西庄内上野団地換地工区 | 平成15年2月14日 |
| " | 鈴亀地区 北在家団地換地工区 | 平成15年3月19日 |
| " | 鈴亀地区 会下団地換地工区 | 平成15年3月19日 |
| 県営土地改良総合整備事業 (水田農業振興緊急整備型) | 音羽地区 | 平成15年3月20日 |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | | | | | | | その他の規格 | 生産業者 | | 登録年月日 |
|-----------|-------|------------|-----------|-------|----------|------|---------|---------|-------|-----------------------------------|----------|---------------|-------------|
| | | | 窒素全量 | リン酸全量 | うちく溶性リン酸 | 加里全量 | うちく溶性加里 | うち水溶性加里 | く溶性苦土 | | 氏名 | 住所 | |
| 三重県第1244号 | 配合肥料 | 有機入り配合肥料1号 | | 24.0 | 21.0 | 16.0 | 15.0 | 4.0 | 5.5 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他制限事項は公定規格のとおり | 大協肥糧株式会社 | 上野市予野字永谷11443 | 平成14年10月8日 |
| 三重県第1245号 | 魚かす粉末 | 魚粉末 | 7.0 | 6.0 | | | | | | | 株式会社ホーユウ | 上野市予野字永谷11443 | 平成14年12月25日 |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の有効期間を更新しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | | | | | | その他の規格 | 生産業者 | | 登録有効期限 |
|-----------|--------------|-------------|-----------|-------|------|-------|-------|-------|------------------------------------|-------------|------------------|-------------|
| | | | 窒素全量 | リン酸全量 | 加里全量 | アルカリ分 | 水溶性苦土 | く溶性苦土 | | 氏名 | 住所 | |
| 三重県第972号 | 大豆油かす及びその粉末 | 6.8大豆油かす粉末 | 6.8 | 1.0 | 1.0 | | | | | 辻製油株式会社 | 一志郡嬉野町大字新屋庄565-1 | 平成21年2月2日 |
| 三重県第1108号 | 混合有機質肥料 | 7.0有機混合肥料 | 7.0 | 6.0 | | | | | | 三昌物産株式会社 | 四日市市大字塩浜180番地 | 平成17年10月23日 |
| 三重県第1167号 | 水酸化苦土肥料 | 50.0水酸化苦土肥料 | | | | | | 55.0 | その他制限事項は公定規格のとおり | ソブエクレ株式会社 | 鈴鹿市椿一宮町1606-11 | 平成20年10月12日 |
| 三重県第1169号 | 炭酸カルシウム肥料 | 30.0苦土炭カル肥料 | | | | 80.0 | | 30.0 | その他制限事項は公定規格のとおり | ソブエクレ株式会社 | 鈴鹿市椿一宮町1606-11 | 平成20年12月18日 |
| 三重県第1170号 | 炭酸カルシウム肥料 | 35.0苦土炭カル肥料 | | | | 80.0 | | 35.0 | その他制限事項は公定規格のとおり | ソブエクレ株式会社 | 鈴鹿市椿一宮町1606-11 | 平成20年12月18日 |
| 三重県第1171号 | 乾燥菌体肥料 | 5.0乾燥菌体肥料 | 5.0 | 2.5 | | | | | 含有を許される有害成分の最大量及び、その他制限事項は公定規格のとおり | 敷島スター株式会社 | 鈴鹿市長太栄町5丁目5-1 | 平成18年2月7日 |
| 三重県第1172号 | 乾燥菌体肥料 | 6.0乾燥菌体肥料 | 6.0 | 3.0 | | | | | 含有を許される有害成分の最大量及び、その他制限事項は公定規格のとおり | 敷島スター株式会社 | 鈴鹿市長太栄町5丁目5-1 | 平成18年2月7日 |
| 三重県第1173号 | 米ぬか油かす及びその粉末 | 米ぬか油かす粉末 | 2.0 | 4.0 | 1.0 | | | | | チンダ食品工業株式会社 | 桑名市立田町505-8 | 平成21年2月21日 |
| 三重県第1181号 | 混合有機質肥料 | 混合有機質肥料541号 | 5.0 | 4.0 | 1.0 | | | | 含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり | 有限会社藤本産業 | 阿山郡阿山町馬場375 | 平成17年12月26日 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|---------------------|-----|-----|-----|--|------|--|--|---------------------|--------------------------|-----------------|
| 三重県 第1202号 | 混合有機質 肥料 | 混合有機質 肥料1号 | 4.0 | 3.0 | | | | | 含有を許 される有 害成分の 最大量は 公定規格 のとおり | 有限会社 岩倉 | 上野市与野永 谷11443 | 平成18年 2月11日 |
| 三重県 第1210号 | 蒸製毛粉 | 6.0蒸製毛 粉 | 6.0 | | | | | | | 稲葉和彦 | 四日市市水沢 町5200-2 | 平成21年 2月14日 |
| 三重県 第1217号 | 副産植物質 肥料 | コーンステ ィーブリカ ー | 5.5 | 6.0 | 5.0 | | | | | 辻製油株 式会社 | 一志郡嬉野町 大字新屋庄 565-1 | 平成17年 12月16日 |
| 三重県 第1237号 | 副産石灰肥 料 | しおさい | | | | | 48.0 | | 含有を許 される有 害成分の 最大量及 び、その 他制限事 項は公定 規格のと おり | 財団法人 鳥羽市開 発公社 | 鳥羽市浦村町 字春尻826 | 平成17年 12月26日 |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | 生産業者 | |
|---------------|------------------|-----------------|--------------------------------------|-----------|-------------|
| | | | | 氏名 | 住所 |
| 三重県 第710号 | なたね油かす及び その粉末 | 5.6なたね油かす 粉末 | 窒素全量 5.6% リン酸全量 2.0% 加里全量 1.0% | 味の素製油株式会社 | 四日市市西末広町2-2 |
| 三重県 第711号 | なたね油かす及び その粉末 | 5.8なたね油かす 粉末 | 窒素全量 5.8% リン酸全量 2.0% 加里全量 1.0% | 味の素製油株式会社 | 四日市市西末広町2-2 |
| 三重県 第1033号 | なたね油かす及び その粉末 | 5.2なたね油かす 粉末 | 窒素全量 5.2% リン酸全量 2.0% 加里全量 1.0% | 味の素製油株式会社 | 四日市市西末広町2-2 |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、次の肥料の検査結果の概要を公表します。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 肥料の種類 | 保証成分添付者 | 分析検査 | | 保証票検査 | その他検査 |
|---------|------------|------|---------|-------|-------|
| | | 分析点数 | うち不合格点数 | | |
| 魚かす粉末 | 三昌物産株式会社 | 1 | 0 | - | - |
| 混合有機質肥料 | 三昌物産株式会社 | 1 | 0 | - | - |
| 魚かす粉末 | 三昌物産株式会社 | 1 | 0 | - | - |
| 乾燥菌体肥料 | 敷島スターチ株式会社 | 1 | 0 | - | - |

| | | | | | |
|----------------------|----------|---|---|---|---|
| とうもろこし胚芽 かす及びその粉末 | 辻製油株式会社 | 1 | 0 | - | - |
| 指 定 配 合 肥 料 | 辻製油株式会社 | 1 | 0 | - | - |
| た い 肥 | 有限会社美里建設 | 1 | 0 | - | - |

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により
公告します。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成15年度国補港湾改修重要第45240 - 分1号

津松阪港（費崎地区護岸他）国補港湾改修（重要）工事

(2) 工事場所

三重県津市港町地先

(3) 工事概要

浮棧橋護岸（暫定） L = 150m

埋立護岸（暫定） L = 90m

小口止護岸 L = 91m

仮締切護岸 L = 230m

用地埋立 1.0式

(4) 工期

平成15年6月から平成16年3月25日まで

(5) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(6) 予定価格

467,854,800円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。（ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。）を受審し、次の要件を満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に支店、営業所、出張所等を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,200点以上で、平成5年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限り、以下同じです。）として、本件工事と同種工事（水域施設、外郭施設、係留施設、海岸保全施設のいずれかの海上作業をいいます。海上作業とは作業船（起重機船、潜水士船、浚渫船等）を使用して、構造物の築造、据え付け、浚渫等海上作業を行う工種を含む工事を言い、消波・方塊ブロックの製作や陸上機械による据え付け等、陸上作業のみの工事は除きます。以下同じです。）の公共工事の施工実績を有する者

(イ) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,000点以上で、平成5年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の公共工事の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上の者

(イ) 三重県津地方県民局津建設部管内の市町村に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が870点以上の者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 本件工事の特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格(又はこれらと同等以上の資格)を有すること。

イ 本件工事の代表者は平成5年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の公共工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績を有すること。

ウ 監理技術者については、監理技術者資格者証を有すること。

(6) 三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者により結成された特定建設工事共同企業体でないこと。

3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2者とします。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、最低30%以上であること。

(3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者であること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び設計図面並びに仕様書の配布等

入札説明書及び設計図面並びに仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布期間

平成15年5月9日(金)から同年6月19日(木)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日は除きます。)

イ 閲覧及び配布場所

三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 059-223-5226

ウ 方法

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)及び次の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

(ア) 同種工事の施工実績

(イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

- (ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し
 - (エ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し等
 - (オ) 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有することを証明する書類（三重県内の県税事務所が発行する法人県民税・法人事業税に係る納税証明書。ただし、三重県内の本店、支店、営業所、出張所等で三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者については、この提出を要しません。）
- イ 申請書及び添付資料の提出期間
- (ア) 提出期間
平成15年5月9日（金）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除きます。）
 - (イ) 提出場所
三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 059-223-5226
 - (ウ) 提出方法
申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (3) 入札書の受領期限及び場所
- ア 入札日時
平成15年6月20日（金）午後1時30分
 - イ 入札場所
〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県津庁舎21会議室（保健所棟2F）
電話 059-223-5226
 - ウ その他
本件工事に係る競争参加資格があることが確認された通知書（写しも可とします。）を提示してください。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年6月20日（金）午後1時30分から入札書が提出された後、直ちに行います。
場所は上記(3)のイに同じです。
- 5 契約後VE方式工事
契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。
提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
納付。ただし、三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第70条第1項各号に該当するときは免除します。
 - イ 契約保証金
納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。
 - (3) 入札の無効
本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号に該当する入札は、無効とします。
 - (4) 落札者の決定方法
規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつ

て入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。なお、種々の状況からやむを得ないものと承認された場合の他は、申請者の差し替えは認められません。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(8) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(9) 詳細は入札説明書によります。

(10) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(11) 入札の執行回数は一回を限度とします。

(12) 次のア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと当該入札等に参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）（県内に営業所等を有する場合のみとします。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用（所管税務署が本分について発行（有料）したものです。）

(13) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合

なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。

(14) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 059-223-5226

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、国土交通省国土地理院長から通知がありました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

2 作業期間

平成15年5月7日から平成16年3月31日まで

3 作業地域

鳥羽市、熊野市、度会郡紀勢町及び志摩郡磯部町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、平成14年5月14日付け三重県公報第1368号で公

告しました基本測量が平成15年3月31日に終了した旨、国土地理院長から通知がありました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類 基本測量
電子基準点測量（電子基準点現地技術調査及び設置作業）
- 2 作業地域
多気郡大台町及び南牟婁郡紀和町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、平成14年8月20日付け三重県公報第1396号で公告しました公共測量が平成15年3月25日に終了した旨、菰野町長から通知がありました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
集落排水事業に伴う地形測量
- 2 作業地域
菰野町大字田口新田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、平成14年10月15日付け三重県公報第1412号で公告しました公共測量が平成15年2月28日に終了した旨、名古屋防衛施設支局長から通知がありました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
公共測量（施設測量図作成）
- 2 作業地域
度会郡小俣町明野683 1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類
嬉野都市計画道路
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤チーム

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類
嬉野都市計画公園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市基盤チーム

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------|--|--|
| 平成15年 2月26日 | 桑名郡長島町大字押付字三番縄104 | 桑名郡長島町大字押付187 佐藤光夫 |
| 平成15年 3月3日 | 三重郡楠町大字小倉字六之縄778 - 1ほか1筆 | 三重郡楠町大字小倉727 須藤弘久 |
| 平成15年 3月10日 | 松阪市鎌田町字天神728 - 1ほか1筆 | 松阪市鎌田町416 鈴木弘一 |
| 平成15年 3月12日 | 松阪市中万町字朽ヶ坪104ほか1筆 | 松阪市中万町1425 村賀信和 |
| 平成15年 3月13日 | 松阪市川井町字股毛419ほか1筆 | 松阪市川井町433 山田得一 山田榮一 |
| 平成15年 3月14日 | 三重郡川越町大字高松字古里383 - 2 | 四日市市川島町5688 - 3 有限会社 タウンエステート 代表取締役 加藤武士 |
| 平成15年 3月27日 | 松阪市中央町556 - 1ほか10筆 | 松阪市鎌田町771 鈴木幸雄 |
| 平成15年 3月28日 | 松阪市小黒田町字西沖242 - 1ほか4筆 | 松阪市小黒田町200 - 1 奥村木材株式会社 代表取締役 奥村徳男 |
| 平成15年 3月31日 | 鈴鹿郡関町大字新所字西町北1550ほか14筆 | 鈴鹿郡関町大字木崎町919 - 1 関町長 清水孝哉 |
| 平成15年 4月14日 | 津市あのおつ台1丁目ほか6町 安芸郡河芸町大字南黒田ほか1町 (3 - 2工区、3 - 4工区、3 - 5工区) | 津市西丸之内23 - 1 津市土地開発公社 理事長 高橋広幸 |
| 平成15年 4月22日 | 松阪市上川町字口一ツ883 - 2ほか53筆 | 松阪市殿町1340 - 1 松阪市 松阪市長職務代理者 松阪市助役 植田 隆 |
| 平成15年 4月23日 | 一志郡三雲町大字曾原字南一ノ割2268 | 松阪市新町1022 - 2 有限会社 コーユー 代表取締役 若林幸雄 |
| 平成15年 4月23日 | 一志郡三雲町大字曾原字与力274 - 1ほか4筆 | 津市幸町27 - 35 株式会社 ランド二十一 代表取締役 西浦義樹 津市幸町27 - 35 株式会社 西浦産業 代表取締役 西浦建樹 |
| 平成15年 4月24日 | 久居市小野辺町字君ヶ池1116ほか38筆、字城ノ越 1221ほか65筆及び字脇田山1374 - 1ほか54筆 | 津市丸之内9 - 18 三交不動産株式会社 取締役社長 井田健三 |

お知らせ

次のとおり三重県人事管理システム（三重県人材マネジメントシステム）開発業務の委託契約を締結するにあたり、提案書を募集します。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 対象業務

(1) 名称

三重県人事管理システム（三重県人材マネジメントシステム）開発業務

(2) 納入場所

三重県津市広明町13番地

三重県総務局人材政策チーム内

(3) 事業概要

現行の人事給与管理システムにおける問題点の改善を図るとともに、勤務評定等新しい制度に対応できる機能の創設及び各部局との人事情報の共有化を進めるため、システムの再構築を行います。

(4) 委託期間

契約の日から平成17年3月31日（木）

（ただし、新システムの稼働は、平成16年10月1日（金）とします。）

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、名簿登録については下記5(2)の提案書提出時まで登録されていなければならないこととします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、公告日から契約日までの期間において指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 4に掲げる説明会に参加できる者であること。

3 最優秀提案者の評価基準

システム仕様面及び価格面の二つの観点で評価を行います。

4 説明会

提案を希望する者については、説明会を次のとおり開催し、仕様書等を交付します。

(1) 日時

平成15年5月16日（金）11時から12時まで

(2) 場所

三重県津市栄町1丁目891 三重県吉田山会館206会議室

5 説明会後のスケジュール

(1) 提案への参加意思表示及び資格審査

提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。申し込みに基づき参加資格審査を行い、その結果を文書にて通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定するもの

イ 提出期限 平成15年6月4日（水）17時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務局人材政策チーム人材活用グループ

(2) 提案書の提出

資格審査の結果、資格を有する者は、次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 説明会で指定するもの

イ 提出期限 平成15年6月19日（木）17時

ウ 提出場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務局人材政策チーム人材活用グループ

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション日時は、提案書の提出があった者に対して後日通知します。

(4) 委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。

(5) 受注者の公表時期及び方法

平成15年7月上旬に、各提案者に対して文書にて通知します。

6 その他

(1) 提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。

(3) 本件調達的事项等に関する質疑応答については原則E-mailによることとします。

(4) 提出のあった各提案書については返還しません。

(5) 本業務により新規に発生した著作物等の著作権は、三重県に譲渡するものとします。

(6) その他、規則に規定するところによります。

(7) 提出された提案書については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となります。

(8) 提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当するものにはその旨を明記してください。

7 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県総務局人材政策チーム人材活用グループ 担当：笠谷、高山

電話番号 059-224-2103

ファクス 059-224-3170

E-mail jinzai@pref.mie.jp

毎週火、金曜日発行

購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）

1 箇月 3,000円

1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成15年5月9日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862